

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年3月9日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101386 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100186 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 12 月 7 日の標準賞与額を 12 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 12 月 7 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 63 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 7 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された賞与明細及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成 28 年 12 月 7 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 28 年 \* 月 \* 日から平成 29 年 \* 月 \* 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、12 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100960 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100054 号

### 第 1 結論

平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第 2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 63 年生  
住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月まで

私は、父から私の大学生期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を納付済みに訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は、請求者あてに送付された請求期間に係る国民年金保険料の納付書を受け取り、平成 21 年 4 月に A 銀行 B 支店の自身の口座から国民年金保険料納付額に相当する金額を引き出して、同支店の窓口で国民年金保険料を 1 年分まとめて納付したと思う旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成 21 年 4 月に納付されたことが確認できる期間は、同年 4 月 3 日に納付された平成 21 年 4 月から同年 9 月までの期間のみであることが確認できる。

また、請求者の父親は、請求期間の国民年金保険料の納付額は覚えていない旨及び当時の預金通帳は保有していない旨陳述している。

さらに、A 銀行は、伝票及び元帳等は 10 年保存のため、取引記録は送付できない旨回答しており、請求者の父親に係る預金口座取引記録及び国民年金保険料納入済通知書を確認することができない。

加えて、請求期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電子化が一層促進されたことにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、請求期間の国民年金保険料の納付について記録漏れや記録誤りは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。